

工 事 仕 様 書 （電気設備）

I. 工 事 概 要

1. 工 事 名 称 能登町立しらさぎ保育所大規模修繕工事
2. 工 事 場 所 能登町 地内
3. 完 成 期 日 平成 年 月 日
4. 建 物 概 要

建 物 名 称	構 造	階 数	延面積 (㎡)	消防令別表第一	備 考
保育所	造	1 階建(地階 階.塔屋 階)			

5. 別契約の関連工事
- ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 給排水衛生設備工事 ・ 空調調和設備工事 ・ 暖房設備工事
- ・ 冷房設備工事 ・ 電話設備工事 ・ 合併処理設備工事 ・ 浄化槽設備工事 ・ 昇降機設備工事
- ・ 屋外付帯工事 ・ 植栽工事 ・ 厨房機器設備工事 ・ 自家発電設備工事 ・
6. 工 事 種 目 （●印を付けたものを適用する）

建 物 別 及 び 屋 外 工 事 種 別	工 事 種 別					屋 外
	保育所					
● 電灯設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
● 動力設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
○ 雷保護設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 受変電設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
○ 静止形電源設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 自家発電設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 電話設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 電気時計設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 表示設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ インターホン設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ テレビ共同受信設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 火災報知設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 防犯設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 橋内情報通信網設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 中央監視制御設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 監視カメラ設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 映像・音響設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 拡声設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 誘導支援設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 橋内配電線路						一式
○ 橋内通信線路						一式
○ テレビ電波障害防除設備						一式
○ 駐車場管制設備	一式	一式	一式	一式	一式	

7. 指定部分 ・ 無 ・ 有（指定期日：平成 年 月 日） 対象部分（ ）

8. 工 事 内 容
1. 既設引込盤LM-0、LM-1を撤去しLM-0を新設する。
2. 撤去による幹線廻り、ハンドホールの撤去改修を行う。
3. 電灯盤L-1、L-2を撤去しL-1、L-2を新設する。それに伴う幹線の撤去、改修を行う。

II. 工 事 仕 様

1. 一 般 仕 様

- 1) 新築工事において図面及び本工事仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成16年版）」（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成16年版）」（以下、「標準図」という。）による。
- 改修工事において図面及び本工事仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成16年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）及び標準図による。ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は標準仕様書による。
- 2) 耐震設計・施工については建設省住宅局建築指導課監修の「建築設備耐震設計・施工指針（1997年版）」による。
- 3) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書・改修工事標準仕様書を適用する。

2. 特 記 仕 様

- 1) 章、項目は●印の付いたものを適用する。
- 2) 特記事項のうち選択する項目は・印に○の付いたものを適用する。

章	項 目	特 記 事 項
一	●電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は標準仕様書の規定するものをおかなければならない。
	●●電気工事士	500kW以上の自家用電気工作物においては第一種電気工事士により施工を行う。
	●機材等	1) 本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの、又は、これらと同等のものとす る。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。 2) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特 定調達品は下記による。 「公共工事」の品目 ・ 照明制御システム ・ 変圧器 照明制御装置は、社団法人日本照明器具工業会技術資料130「照明制御装置による消費電力 削減効果の評価手法」による総合エネルギー率33%以上であることを確認する。 変圧器はグリーン購入法の判断基準、配慮事項を満たすことを確認する。 3) 化学物質を発散する建築材料等 本工事の建物内部で使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有す るものとし、次のとおりとする。 ① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを発散しない塗料等を使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない塗料等使用
一	●機材の品質 ・ 性能証明	1) 設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は外部機関等が発行 する資料等の写しを監督員に提出して承諾を受ける。 なお、標準仕様書に規定される製作図、試験成績表等を含む。 2) 本工事で使用する設備機材等は、指定表に規定するもの、又は、これらと同等のものとす る。なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機材等品質性能 評価事業 設備機材等評価名簿（平成16年版）」によるほか、これらと同等のものとす る。 3) 石川県建設工事標準請負契約約款(以下「請負契約約款」という。)第6条の2第4項により、 調達する工事材料は石川県産とするように努めることについて、別に定める県内産使用材料 計画書を監督員に提出する。 4) 主要機材は、発注前に「使用予定機材一覧表」を提出して監督職員の確認をうける。 5) 請負契約約款第13条第2項に定める監督員の検査を受けて使用するべき工事材料は次のもの とする。 ・ 受変電機器 ・ 自家発電装置 ・ 照明器具類 ・ 配電盤類 ・ 避雷針 ・ 通信機器 ・ 構内交換機器 ・ 接地材料
	●建設業退職金 共済制度に加入	請負業者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書の写しを建設請負契約締結後1ヶ 月以内及び工事完成時に、監督員に提出する。ただし、請負金額100万円未満の工事については 掛金収納書の提出を省略することができるものとする。
一	●工事の実績 情報の登録	○行う （但し、工事請負金額2,500万以上のものとする）
	●中間検査	中間検査の実施 ・ 有 （ 回） ○・無 実施時期 ・ 天井下地完了時 ・

章	項 目	特 記 事 項																							
一 般 共 通 事 項	●公共事業労務費調査に対する協力	1) 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、当該請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。又、工事経過後においても、同様とする。																							
	●部分払いの対象工事材料	請負契約約款第37条第1項に定める部分払いの対象とする工事材料は次のものとする。 ・ 配管、配線 ・ 機器 ・ 盤 ※ 加工された材料で、機器が図示通り取り付けられたもの。																							
	●保険	請負契約約款第49条に定める火災保険等は次のものとする。 ○ 火災保険 ・ 建設工事保険 ・ 組立保険 ※ 火災保険の契約期間は、完成期日+14日とする。																							
	●監督職員事務所	○ 設けない ・ 設ける[・ 1号 ・ 2号 ・ 3号 ・ 4号 ・ 5号] (10㎡程度) (20㎡程度) (35㎡程度) (60㎡程度) (100㎡程度) 監督職員事務所に設ける備品等 ・ 保護帽 ・ 安全帯 ・ 長靴 ・ 合羽 ・ 机 ・ 椅子 ・ 懐中電灯 ・ 書棚 ・ 黒板 ・ 寒暖計 ・																							
	●下請負業者	下請負業者の決定については工事着手前に下請負人通知書を提出して、監督員の承諾をうける。																							
	●工事報告書	工事の進捗度表、作業員の出欠報告、工事箇所図及び工事現況写真等を記載した工事報告書を毎月15日及び月末ごとに提出する。																							
	●施工計画書	工事の着工に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。																							
	●工事写真等の記録	1) 工事写真の撮影は、建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方（改訂第二版）」による。 2) 請負契約約款第14条第3項に定める工事写真は次のものとする。 ・ 地中埋設配管部 ・ 機器の基礎及びアンカーボルト埋設部 ・ 塗装工程 ・ 接地埋設部 ・ 天井、トレンチ内の隠ぺい箇所 ・ 躯体内隠ぺい部 3) 区分による規格、枚数、部数は次による。 <table><tr><th>区 分</th><th>分 類</th><th>規 格</th><th>撮 影 枚 数</th><th>部 数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>着工前</td><td>カラー</td><td>サービス版</td><td>監督員の指示による</td><td>1 部</td><td rowspan="3">A4版に整理の上、工事期間中は現場事務所に保管し、工事完成時に提出する。</td></tr><tr><td>工事中</td><td>カラー</td><td>サービス版</td><td>監督員の指示による</td><td>1 部</td></tr><tr><td>完成時</td><td>カラー</td><td>サービス版</td><td>監督員の指示による</td><td>1 部</td><td>A4版に整理したもの</td></tr></table>	区 分	分 類	規 格	撮 影 枚 数	部 数	備 考	着工前	カラー	サービス版	監督員の指示による	1 部	A4版に整理の上、工事期間中は現場事務所に保管し、工事完成時に提出する。	工事中	カラー	サービス版	監督員の指示による	1 部	完成時	カラー	サービス版	監督員の指示による	1 部	A4版に整理したもの
	区 分	分 類	規 格	撮 影 枚 数	部 数	備 考																			
	着工前	カラー	サービス版	監督員の指示による	1 部	A4版に整理の上、工事期間中は現場事務所に保管し、工事完成時に提出する。																			
工事中	カラー	サービス版	監督員の指示による	1 部																					
完成時	カラー	サービス版	監督員の指示による	1 部	A4版に整理したもの																				
●官公署への手続	工事に必要な官公署などへの手続は請負者が滞滞なく行う。 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供し、これに直接要する費用を負担する。																								
●経費の負担	この工事に必要な一切の仮設費及び諸経費等は、設計図書に明記のある場合の外は、請負者の負担とする。																								
●工事用電力・水その他	この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて請負者の負担とする。 構内既存の施設を ・ 利用できる ○・ 利用できない																								
●施工調査	改修部分は、施工調査を行う。																								
●敷地状況の確認	工事の着工に先立ち地下に埋設された配管、ケーブル等の有無を関係機関の協力を得て確認し報告すると共に、事故を未然に防ぐよう留意すること。																								
●公衆災害防止等	建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）及び建設副産物適性処理推進要項を遵守して災害の防止に努めること。																								

電気1



(有) 紙子建築事務所

石川県能登郡能登町宇字出律新1字176番地2

一級建築士事務所 石川県知事登録13118号
一級建築士 大臣登録232225号 三宅隆太郎
TEL 0768-62-0616 FAX 0768-62-1952

備考	設計番号			設計年月日		工事名称
	図名	担当	図面	年月	日	
				平成 18年 3月		能登町立しらさぎ保育所大規模修繕工事
						図面名称 工事仕様書（電気設備）1

E - 1

章	項	目	特	記	事	項
一 般 共 通 事 項	●	工事用仮設物	構内につくることが できる ○ ・ できない (すべて請負者の負担とする)			
	●	足場、さん橋等	・ 別契約の関係請負者の定置する足場、さん橋の類は無償で使用できる。 ・ 本工事で設置とする。(改修標準仕様書第1編2.1.2による) ・ 枠組本足場(手すり先行足場) 「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省平成15年4月策定)により、 「手すり先行工法による足場の組立て等の基準」による備きやすい安心感のある足 し、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行足場 するか、または改善措置機材を用いて、手すり先行足場型と同等の機能を確保する。 ・ 枠組本足場			
	●	残土処理	・ 場内敷均し ・ 場内指示場所に堆積 ・ 場外搬出適切処理			
	●	埋め戻し土	○ 根切り土の中の良質土(ただし管の周囲は山砂) ・ 山砂			
	●	発生材の処理等	引渡しを要するものは指定された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引き渡す。 ・ なし ・ あり(・ 金属類 ・ 盛類 ・ 電線、ケーブル ・ 特別管理産業廃棄物 ・ なし ・ あり(・ PCB使用機器 ・ SF6ガス使用機器 ・ 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理については関係法令に従い処理し、マニフェスト E表の写しを監督員に提出する。 再生資源化を図るもの ・ なし ・ あり(・ 蛍光灯ランプ ・			
	●	呼び線	○ 長さ1m以上の入線しない管路には1.2mm以上のビニル被覆(EM)電線を挿入する。			
	●	フラッシュプレート	特記のあるもの及び特殊なものを除き ・ 樹脂製 ・ 金属製(SUS) ・ 金属製(新			
	●	再使用機器	取外した再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定のうち取り付ける。ただし、絶縁劣化等使 耐えない場合は、監督職員に報告する。			
	●	フロアプレート フロアカバー	・ 砲金製 ・ 水平高低調整式(空転防止リング付)			
	●	コンセント	コンセント 2P15A(接地極付)は、プラグ不要とする。			
●	●	保温・結露防止	建築工事にてF.P板(スタイロホーム等)打込みの箇所に取付ける位置ボックス等は保温、 防止措置を行う。			
	●	製作図・施工図	主要機材の製作図は原則として契約後30日以内に、また施工図は監督員の指示する時期に する。			
	●	完成図等及び 保全に関する 説明書の提出	建物配置図及び屋内外配線図、系統図等を作成し、原図及び陽面複写紙(製本2部)と保全 する説明書(3部)を提出する。完成図については縮小版3部を提出する。 また、完成図等のCADデータを提出する。 管理者のための建築物の保全の手引き(営繕部監修)に建物の構造、機器、保安業務等の説明 清掃の要点、使用材料の製造所名、連絡先等を記載の上提出する。 なお、別契約建築・設備工事がある場合は、その請負業者との連携の上作成する。			
	●	試験成績表、取 扱説明書の提出	各機器の試験成績表、取扱説明書は、それぞれ2部を工事完成図書とともに一括して提出 する。			
	●	予備品等の引渡	予備品(付属品を含む)は、引渡し目録を添えて工事完成図書とともに提出する。また鍵 プラスチック名称板を付けて提出する。			
●	●	工事現場の 表示板	工事現場には、下記掲示板を設置する。(記入例) 上段の地色は白色 文字は青色 下段の地色は青色 文字は白色 工 事 名 工 期 自 年 月 日 ～ 至 年 月 日 (監 修) 設 計 監 理 施 工 建 築 (業者名を記入) 電 気 (業者名を記入) 給排水 (業者名を記入) 空 調 (業者名を記入) 90cm 60cm (75cm) () 内は、監修を委託した場合。 業者名が多くなった場合でも、縦75cm以内とする。 工事名は、各工事とも共通な名称とし、各文字は角ゴシック体とする。			

章	項 目	特 記 事 項
○ 電話設備	1. 自営、リースの別 2. ロケーションアクト 3. 保安器用接地	・ 自営 ・ リース ・ 一般用 個 ・ ・ 本工事 ・ 別途工事
○ その他通信情報設備	1. 親時計 2. 増幅器 3. 表示盤 4. インターホン 5. アンテナ	回線数 回線 ・ 壁掛け形 ・ 自立形 種 類 (・ 一般放送用 ・ 非常放送用 ・ 併用) 出力 W ・ パルス電送式マグネット表示盤 ・ パルス電送式発光ダイオード表示盤 用 途 ・ 庁内連絡用 ・ 受付用 ・ 夜間受付用 ・ 身体障害者用 ・ 保安用 ・ エレベータ用 種 類 ・ VHF ・ UHF ・ BS ・ CS ・ FM ・ AM
○ 火災報知設備	1. 自動火災報知装置 2. 自動閉鎖装置 3. 非常警報装置 (非常ベル) 4. ガス漏れ警報装置	・ 受信機 P 形 級 回線 (・ 単独 ・ 連動制御器などと一体) ・ 副受信機 回線 連動制御器 (盤) 回線 (・ 単独 ・ 受信機と一体) ・ 機器一体形 ・ 各機器単独に設置 ・ 個別式 ・ 集中監視式 回線 (・ 単独 [G 型] ・ 受信機と一体 [G P 型]) ガスの種別 (・ 都市ガス ・ 液化石油ガス)
○ 防犯設備	1. 防犯システム受信機 2. 工事範囲	回線 (予備電源付) ・ 無線式 ・ 赤外線式 ・ 有線式 ・ 配管工事 ・ 機器実装
○ 構内交換設備	1. 種別 2. 回線数 3. 電話機 4. 電話機への配線	・ ボタン電話式 ・ 交換機式 (・ 分散中継台式 ・ 中継台式) ・ 局線 / 回線以上 ・ 内線 / 回線以上 ・ ボタン電話機 台 ・ 内線電話機 台 ・ 局線受付電話機 台 下記とする 1) ボタン電話機 1 台につき、EBT 0. 4-4C 15m とする。 2) 内線電話機 1 台につき、TIVF 0. 65-2C 20m とする。 3) 局線受付電話機 1 台につき、TIVF 0. 65-2C 20m とする。 4) 各電話機 1 台につき、ワイヤプロテクタ 1. 5m とする。
○ 中央監視制御設備	1. 監視方式 2. 監視制御対象設備 3. 交流無停電電源装置	・ 警報盤 (・ 電源装置内蔵 ・ 別電源) ・ 壁掛形 窓 ・ 表示操作盤 ・ 監視制御装置 ・ 電灯設備 ・ 動力設備 ・ 受変電設備 ・ 自家発電設備 ・ 火災報知設備 ・ 防犯設備 ・ ・ 有 ・ 無
○ 構内配電	1. 電気方式 2. 配線方式 3. 地中線路の余長 4. 地中管の材質 5. 装柱器材 6. 外灯接地 7. その他	高圧 ・ 三相 3 線式 6kV 低圧 ・ 三相 3 線式 200/100V ・ 三相 3 線式 V O ・ 単相 220V 内 00 V ・ 地中線式 ・ 架空線式 マンホール、ハンドホール内でケーブルの余長を設ける。(箇所) ・ ポリエチレン被覆鋼管 (PLV) ○ ・ 波付硬質ポリエチレン管 (FEP) ・ 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (HIVE) ・ 耐塩形 (ケーブル端末処理材共) ・ 一般形 ・ 1 基毎単独 ・ 共用 (ケーブル 1 芯線使用) ケーブル埋設標 (・ 要 ・ 不要)、埋設表示テープ (倍折金属箔付き) ・ 要 ・ 不要

章	項 目	特 記 事 項																																																												
○ 構内通信線路	1. 配線方式 2. 地中管の材質 3. 地中線路の余長 4. その他	・ 地中線式 ・ 架空線式 ・ ポリエチレン被覆鋼管 (PLV) ・ 波付硬質ポリエチレン管 (FEP) ・ 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (HIVE) マンホール、ハンドホール内でケーブルの余長を設ける。(箇所) ケーブル埋設標 (・ 要 ・ 不要)、埋設表示テープ (倍折金属箔付き) ・ 要 ・ 不要																																																												
○ その他	1. 接地極 2. 分電盤 制御盤	接地極の材料は下記による。なお接地棒 EB の長さは 1,500mm以上とし、10φ、14φ は W=40 としてもよい。 <table><tr><th>接 地 の 種 類</th><th>記 号</th><th>接地抵抗値</th><th>接 地 極</th></tr><tr><td>・ 共同接地</td><td>EA EB EC ED</td><td>Ω 以下</td><td>・ EB (14φ) × 3 連ー 組 ・ EP-0.9 × 1</td></tr><tr><td>・ 共同接地</td><td>EA EC ED</td><td>Ω 以下</td><td>・ EB (14φ) × 3 連ー 組 ・ EP-0.9 × 1</td></tr><tr><td>・ A 種</td><td>EA</td><td>10 Ω 以下</td><td>・ EB (14φ) × 3 連ー 2 組 ・ EP-0.9 × 1</td></tr><tr><td>・ B 種</td><td>EB</td><td>30 Ω 以下</td><td>・ EB (14φ) × 3 連ー 2 組 ・ EP-0.9 × 1</td></tr><tr><td>・ C 種</td><td>EC</td><td>Ω 以下</td><td>EB (14φ) × 3 連ー 組</td></tr><tr><td>・ D 種</td><td>ED</td><td>100 Ω 以下</td><td>EB (14φ) × 1</td></tr><tr><td>・ 高圧避雷器</td><td>ELH</td><td>10 Ω 以下</td><td>・ EB (14φ) × 3 連ー 2 組 ・ EP-0.9 × 1</td></tr><tr><td>・ 低圧避雷器</td><td>ELL</td><td>10 Ω 以下</td><td>・ EB (14φ) × 3 連ー 2 組 ・ EP-0.9 × 1</td></tr><tr><td>・ 雷保護設備</td><td>EL</td><td>10 Ω 以下</td><td>・ EB (14φ) × 2 連ー 2 組 ・ EP-0.6 × 2</td></tr><tr><td>・ 構造体接地</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 交換機用</td><td>Et</td><td>Ω 以下</td><td>EB (14φ) × 3 連ー 組</td></tr><tr><td>・ 通信用</td><td>EAt</td><td>10 Ω 以下</td><td>・ EB (14φ) × 3 連ー 2 組 ・ EP-0.9 × 1</td></tr><tr><td>・ 通信用</td><td>EDt EDa</td><td>100 Ω 以下</td><td>EB (10φ) × 1</td></tr><tr><td>・ 測定用</td><td>E0</td><td></td><td>EB (10φ) × 1</td></tr></table> 1) 標準仕様書及び JIS C 8480「分電盤通則」による。 2) 塗装 屋内部 ・ 指定色焼付塗装 屋外形 ・ 指定色焼付塗装 ・ ステンレス ・ 亜鉛溶射 ・ ステンレス指定色塗装 ・ アルミニウム溶射 ※ ステンレス (SUS304) 厚 1.5 mm 3) 盤内で使用される電線、ケーブルは EM電線等を使用する。(機器装置付属盤は除く)	接 地 の 種 類	記 号	接地抵抗値	接 地 極	・ 共同接地	EA EB EC ED	Ω 以下	・ EB (14φ) × 3 連ー 組 ・ EP-0.9 × 1	・ 共同接地	EA EC ED	Ω 以下	・ EB (14φ) × 3 連ー 組 ・ EP-0.9 × 1	・ A 種	EA	10 Ω 以下	・ EB (14φ) × 3 連ー 2 組 ・ EP-0.9 × 1	・ B 種	EB	30 Ω 以下	・ EB (14φ) × 3 連ー 2 組 ・ EP-0.9 × 1	・ C 種	EC	Ω 以下	EB (14φ) × 3 連ー 組	・ D 種	ED	100 Ω 以下	EB (14φ) × 1	・ 高圧避雷器	ELH	10 Ω 以下	・ EB (14φ) × 3 連ー 2 組 ・ EP-0.9 × 1	・ 低圧避雷器	ELL	10 Ω 以下	・ EB (14φ) × 3 連ー 2 組 ・ EP-0.9 × 1	・ 雷保護設備	EL	10 Ω 以下	・ EB (14φ) × 2 連ー 2 組 ・ EP-0.6 × 2	・ 構造体接地				・ 交換機用	Et	Ω 以下	EB (14φ) × 3 連ー 組	・ 通信用	EAt	10 Ω 以下	・ EB (14φ) × 3 連ー 2 組 ・ EP-0.9 × 1	・ 通信用	EDt EDa	100 Ω 以下	EB (10φ) × 1	・ 測定用	E0		EB (10φ) × 1
接 地 の 種 類	記 号	接地抵抗値	接 地 極																																																											
・ 共同接地	EA EB EC ED	Ω 以下	・ EB (14φ) × 3 連ー 組 ・ EP-0.9 × 1																																																											
・ 共同接地	EA EC ED	Ω 以下	・ EB (14φ) × 3 連ー 組 ・ EP-0.9 × 1																																																											
・ A 種	EA	10 Ω 以下	・ EB (14φ) × 3 連ー 2 組 ・ EP-0.9 × 1																																																											
・ B 種	EB	30 Ω 以下	・ EB (14φ) × 3 連ー 2 組 ・ EP-0.9 × 1																																																											
・ C 種	EC	Ω 以下	EB (14φ) × 3 連ー 組																																																											
・ D 種	ED	100 Ω 以下	EB (14φ) × 1																																																											
・ 高圧避雷器	ELH	10 Ω 以下	・ EB (14φ) × 3 連ー 2 組 ・ EP-0.9 × 1																																																											
・ 低圧避雷器	ELL	10 Ω 以下	・ EB (14φ) × 3 連ー 2 組 ・ EP-0.9 × 1																																																											
・ 雷保護設備	EL	10 Ω 以下	・ EB (14φ) × 2 連ー 2 組 ・ EP-0.6 × 2																																																											
・ 構造体接地																																																														
・ 交換機用	Et	Ω 以下	EB (14φ) × 3 連ー 組																																																											
・ 通信用	EAt	10 Ω 以下	・ EB (14φ) × 3 連ー 2 組 ・ EP-0.9 × 1																																																											
・ 通信用	EDt EDa	100 Ω 以下	EB (10φ) × 1																																																											
・ 測定用	E0		EB (10φ) × 1																																																											

● 1) EM電線で規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、次の記号及び仕様による。	
記 号	仕 様
EM-UTP	J I S X 5 1 5 0 により、絶縁材に J C S 規格による耐燃性ポリエチレンを用いたもの
EM-MEES	J C S 3 2 7 1 A (M V V S) に準じ、絶縁材及びシースに J C S 規格による耐燃性ポリエチレンを用いたもの
EM-CE-D	J I S C 3 6 0 5 に準じ、絶縁材及びシースに、J I S 規格による耐燃性ポリエチレンを用いたもの
EM-CE-Q	J I S C 3 6 0 5 に準じ、絶縁材及びシースに、J I S 規格による耐燃性ポリエチレンを用いたもの
EM-4E6	スピーカケーブル (4 E 6) に準じ、絶縁材及びシースに、J I S 規格による耐燃性ポリエチレンを用いたもの
EM-光ファイバケーブル	J I S C 6 8 2 0 に準じ、絶縁材及びシースに、J I S 規格による耐燃性ポリエチレンを用いたもの。
EM-EFF は、「日本電線工業会技術資料 130号」に規定する性能を有すること。	
2) 接地線は、600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE) とする。	

● 1) EM 電線で規格等の記載のないものは、ハログン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、次の記号及び仕様による。	
記 号	仕 様
EM-UTP	JIS X 5150 により、絶縁材に JCS 規格による耐燃性ポリエチレンを用いたもの
EM-MEES	JCS 3271 A (MVVS) に準じ、絶縁材及びシースに JCS 規格による耐燃性ポリエチレンを用いたもの
EM-CE-D	JIS C 3605 に準じ、絶縁材及びシースに、JIS 規格による耐燃性ポリエチレンを用いたもの
EM-CE-Q	JIS C 3605 に準じ、絶縁材及びシースに、JIS 規格による耐燃性ポリエチレンを用いたもの
EM-4E6	スピーカケーブル (4E6) に準じ、絶縁材及びシースに、JIS 規格による耐燃性ポリエチレンを用いたもの
EM-光ファイバケーブル	JIS C 6820 に準じ、絶縁材及びシースに、JIS 規格による耐燃性ポリエチレンを用いたもの
EM-EFF は、「日本電線工業会技術資料 130 号」に規定する性能を有すること。	
2) 接地線は、600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE) とする。	

(別表-1) 他工事との取り扱い

工 事 内 容			電気設備	機械設備	建築工事	備 考
開口部	はり・床・壁貫通部 (RC造)	補 強			●	建築図面に図示
		ス リ ー プ 仮 枠	●			
	埋込形分電盤・端子盤・プルボックス	補 強 筋			●	建築図面に図示
		仮 枠	●			
	天井、壁ボード類の 軽量鉄骨下地補強 (埋込形照明器具用)	下 地 補 強			●	建築図面に図示
		ボード類切込み	●			
	軽量鉄骨へのボックス取付金具及びその取付		●			
	既成間仕切りへの位置ボックス及びその取付				●	
	発電機の基礎		●			
	配電盤・制御盤等の基礎	屋 内	●			
屋 外		●				
テレビアンテナの屋上コンクリート基礎 (自立型の場合)					●	
避雷針の屋上コンクリート基礎 (自立型の場合)					●	
配管ビット及びぶた					●	
照明器具、幹線、プルボックス等の吊りボルト用インサート			●			
自動扉、電動シャッター、防火ドア等制御盤の一次側配管配線			●			*1
実験台付属のコンセントなどへの接続 (直接に接続するもの)			●			
機械設備機器付属の制御盤以降 (二次側) の配管配 (接地共)			●			
機械設備機器付属の制御盤への電源供給 (一次側) の配管配線			●			
制御盤と動力盤への電源供給及び操作回路の渡り配管配線			●			
天井吊り形FCU及び全熱交換器型換気扇と操作SWとの渡り配管			●			
操作SWとの渡り配管			●			
小便器用節水装置の制御盤以降の配管、配線			●			
床・壁・天井の点検口					●	

(注) 鉄骨部分のスリーブ・補強は建築工事

(*1) 二次側配線、配管及びシャッター、防火ドア、制御盤、自動扉は建築工事

(別表-2) 電子納品仕様書

1. 電子納品とは、出来形管理資料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品するものである。ここでいう電子データとは、下表に示す各種電子納品要領 (案) 等で定めるフォーマットに基づいて作成されたものを指す。	
名 称	摘 要
建築 CAD 図面作成要領 (案)	平成 14 年 11 月
営繕工事電子納品要領 (案)	平成 14 年 11 月
工事写真の撮り方 (改訂第二版) - 建築設備編 -	
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン (案)	平成 14 年 11 月
基準・要領類のダウンロード : http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/cals/cals.htm	
2. 工事関係書類の最終成果品を、従来の紙での納品と別に CD-R で 1 部納品する。なお、工事写真については、カラープリンタで出力したものでよい。	
3. 工事着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。工事関係書類の内、電子データで提出するものは、事前協議にて決定する。	
4. 発注者が行う CALS/EC 電子納品に関する調査について協力を行うものとする。	
5. 工事完成図書の提出の際は、以下の項目を確認するものとする。 1) 電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認すること。 入手先 : http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/cals/supportsys.htm 2) 最新のウイルスチェックソフトで、提出物にウイルスが混入していないことを確認すること。	
6. 原本性の確保 1) 電子納品の媒体は CD-R を利用することとする。 2) 受注者は、電子媒体の内容の原本性を証明するために、電子媒体納品書に署名捺印の上、電子媒体と共に提出するものとする。	

電気 3



(有) 紙子建築事務所

石川県加賀市加賀町宇田津新 1 字 176 番地 2

一級建築士事務所 石川県知事登録 13118 号

一級建築士 大臣登録 232225 号 三宅隆太郎

TEL 0768-62-0616 FAX 0768-62-1952

備考

設計番号	設計年月日	工事名称
	平成 18 年 3 月	能登町立しらさぎ保育所大規模修繕工事
所長	担当	監理
	電大	図面名称
		工事仕様書 (電気設備) 3

E - 3

設備機材等指定表（電気設備）

品 目	機 材 名	適 用 範 囲	記 事
電線類・ 同付属品	I E	一般配線工事に使用する もの	J C S 3 4 1 6 (600V耐熱性ポリエチレン絶縁電線)
	O E		電力用規格 C-106 (屋外用ポリエチレン絶縁電線)
	D E		
	E E		J C S 4 4 1 8 (600V耐熱性ポリエチレンシースケーブル)
	600Vポリエチレンケーブル		J I S C 3 6 0 5 (600Vポリエチレンケーブル)
	高圧架橋ポリエチレンケーブル		J I S C 3 6 0 6 (高圧架橋ポリエチレンケーブル)
	ビニルテープ	同 上	J I S C 2 3 3 6 (電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ)
	圧着端子	同 上	J I S C 2 8 0 5 (銅線用圧着端子)
	圧着スリーブ	同 上	J I S C 2 8 0 6 (銅線用裸圧着スリーブ)
	ライティングダクト	同 上	J I S C 8 3 6 6 (ライティングダクト)
電線管類・ 付属品	金属管	一般配線工事に使用する もの	J I S C 8 3 0 5 (鋼製電線管)
	金属管の付属品	同 上	J I S C 8 3 3 0 (金属製電線管用の付属品)
			J I S C 8 3 4 0 (電線管用金属製ボックス及びボックスカバー)
	硬質ビニル管	同 上	J I S C 8 4 3 0 (硬質塩化ビニル電線管)
	硬質ビニル管の付属品	同 上	J I S C 8 4 3 2 (硬質塩化ビニル電線管用付属品)
			J I S C 8 4 3 5 (合成樹脂製ボックス及びボックスカバー)
	P F管及びC D管	同 上	J I S C 8 4 1 1 (合成樹脂製可とう電線管)
	P F管及びC D管の付属品	同 上	J I S C 8 4 1 2 (合成樹脂製可とう電線管用付属品)
	金属製可とう電線管	同 上	J I S C 8 3 0 9 (金属製可とう電線管)
	金属製可とう電線管の付属品	同 上	J I S C 8 3 5 0 (金属製可とう電線管用付属品)
配線器具類	コンセント プラグ スイッチ	一般配線工事に使用する もの	J I S C 8 3 0 3 (配線用差込接続器)
			J I S C 8 3 0 4 (屋内用小形スイッチ類)
	リモコンリレー リモコンスイッチ リモコン変圧器	同 上	J I S C 8 3 6 0 (リモコンリレー及びリモコンスイッチ)
			J I S C 8 3 6 1 (リモコン変圧器)

品 目	機 材 名	適 用 範 囲	記 事
安定器	蛍光灯磁気回路式安定器	屋内外の一般照明用器具 に使用するもの	J I S C 8 1 0 8 (蛍光灯安定器)
	蛍光灯電子安定器		J I S C 8 1 1 7 (蛍光灯電子安定器)
	H i f 蛍光灯安定器		J E L 5 0 3 (高周波蛍光灯専用形蛍光灯電子安定器)
ランプ	蛍光灯ランプ	同 上	J I S C 7 6 0 1 (蛍光灯ランプ)
	白熱電球	同 上	J I S C 7 5 0 1 (一般照明用電球)
	ボール電球	同 上	J I S C 7 5 3 0 (ボール電球)
コンデンサ	低圧進相コンデンサ	定格電圧が200Vのもの	J I S C 4 9 0 1 (低圧進相コンデンサ)
遮断器	漏電遮断器		J I S C 8 3 7 1 (漏電遮断器)
計器	支持電気計器	J I S C 1 1 0 2 (支持電気計器)に適合 するもの	J I S C 1 1 0 2 (支持電気計器)
電柱	コンクリート柱		J I S A 5 3 7 3 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)
地中ケーブル 保護材料	ビニル管		J I S K 6 4 7 1 (硬質塩化ビニル管)
	鋼管		J I S G 3 4 5 2 (配管用炭素鋼鋼管)
	波付硬質合成樹脂管		J I S C 3 6 5 3 (電力用ケーブルの地中埋設の施工方法)
電線 ケーブル 同付属品	耐火ケーブル 耐火ケーブル	消防庁告示 耐火電線 消防庁告示 耐火電線	
	防災用 照明器具		(財)日本建築センターの性能評定マークが貼付 されたもの
防炎用 照明器具	非常用照明器具		(財)日本建築センターの性能評定マークが貼付 されたもの
	誘導灯器具		誘導灯認定委員会 ((社)日本照明器具工業会) の認定証票が貼付されたもの
盤類	耐熱形分電盤		非常用配電盤等認定業務委員会 ((社)日本配電 盤工業) の認定証票が貼付されたもの
	消防防災用制御盤		(財)日本消防設備安全センターの認定証票が貼 付されたもの
直流電源装置	整流装置 蓄電池	消防法による非常電源建 築基準法による予備電源	蓄電池設備認定委員会 ((社)日本蓄電池工業 会) の認定証票が貼付されたもの
自家発電装置	常用自家発電装置	付属する配電盤及び電源 装置を含む	(社)日本内燃力発電設備協会の認定を受けたも の
	常用防災兼用自家発電装置 防災用自家発電装置	付属する配電盤及び電源 装置を含む	(社)日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付 されたもの
非常放送装置	増幅器		非常用放送設備委員会 ((社)日本電子機械工業 会) の基準適合ラベルが貼付されたもの
	操作装置		
	スピーカ		
	遠隔操作器		
	非常電話親機 非常電話子機		
自動火災 報知装置	受信機		日本消防検定協会の検定合格証票が貼付された もの
	発信機		
	感知機		

品 目	機 材 名	適 用 範 囲	記 事
自動閉鎖装置 自動閉鎖機構	連動制御器 自動閉鎖装置		(財)日本建築センターの性能評定マークが貼付 されたもの
非常警報装置 非常ベル	非常ベル 表示灯 起動装置 操作装置 一体形及び複合装置		非常用警報設備認定業務委員会 ((社)日本火災 報知機工業会) の認定証票が貼付されたもの
ガス漏れ火災 警報装置	受信機 中継器 検知器		日本消防検定協会又は高圧ガス保安協会の検定 合格証票が貼付されたもの
構内交換装置	交換機		(財)日本ガス機器検査協会の合格票又は高圧ガ ス保安協会の検定合格票が貼付されたもの
	ボタン電話装置		(財)電気通信端末機器審査協会の認定を受けて いる旨の表示をしたもの



(有) 紙子建築事務所

石川県鳳至郡能登町宇出津新1字176番地2

一級建築士事務所 石川県知事登録13118号
一級建築士 大臣登録232225号 三宅隆太郎

TEL 0768-62-0616 FAX 0768-62-1952

備考

設計番号

設計年月日

工事名称

平成 18 年 3 月

能登町立しらさぎ保育所大規模修繕工事

所長

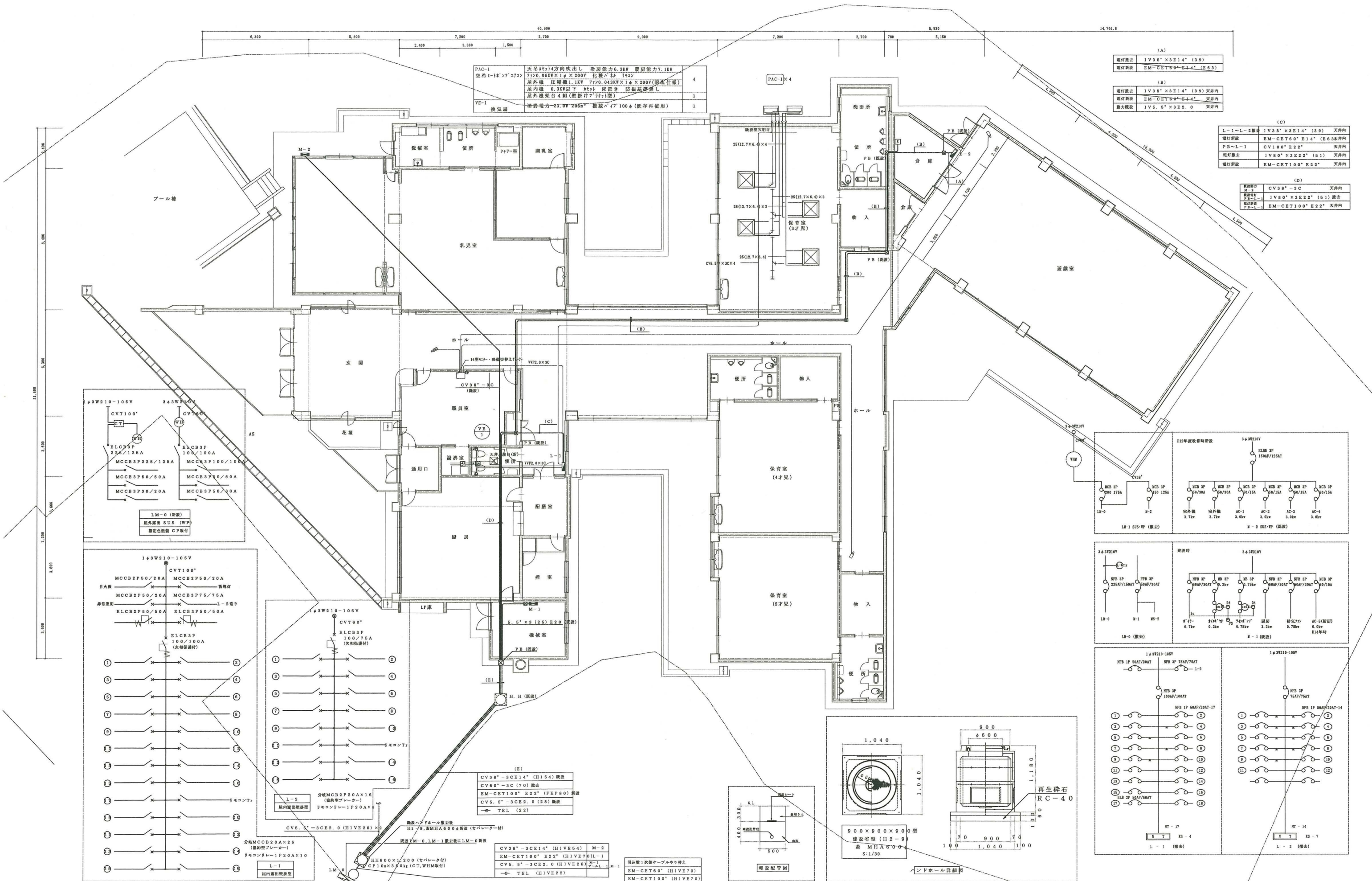
担当

監理

概尺

図面名称

工事仕様書（電気設備） 4



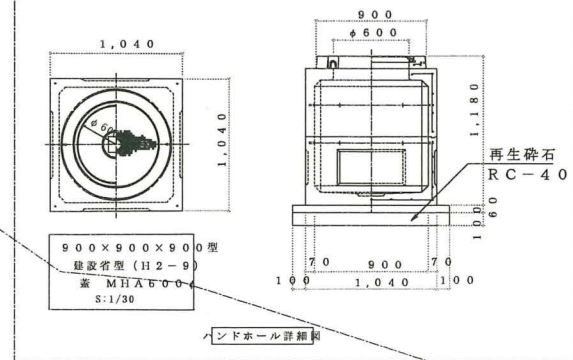
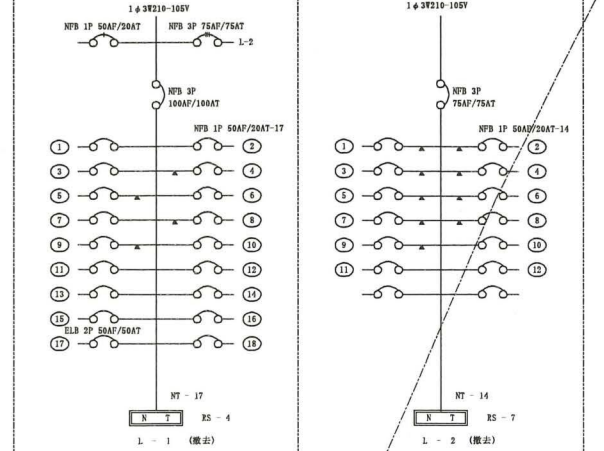
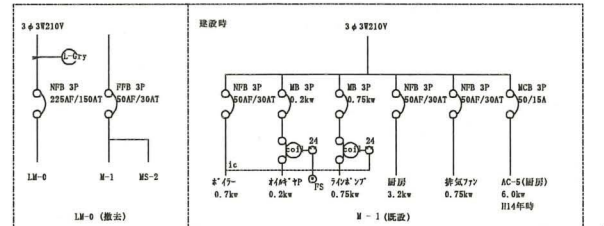
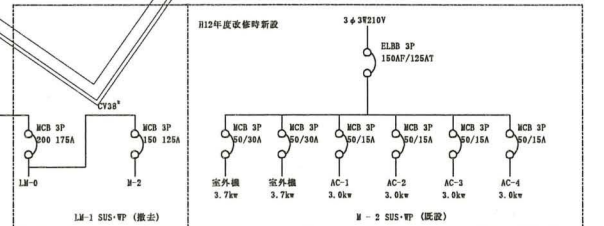
PAC-1	天吊機14方向吹出し 冷房能力6.3kW 暖房能力7.1kW 7700.06kW×1φ×200V 化粧カバー付	4
VE-1	換気扇 屋外機 圧縮機1.1kW 7700.043kW×1φ×200V(配電化粧) 屋内機 6.3kW以下 3段階床置き 防振基礎無し 屋外機架台4組(標準型2'3'3'型)	1
VE-1	換気扇 消費電力23.0W 205mm 接続φ100φ(既存再使用)	1

(A)	電灯器具	1V38°×3E14° (39)
	電灯器具	EM-CET100° E22° (E63)

(B)	電灯器具	1V38°×3E14° (39) 天井内
	電灯器具	EM-CET100° E22° 天井内
	動力器具	1V5.5°×3E2.0 天井内

(C)	L-1~L-2 器具	1V38°×3E14° (39) 天井内
	電灯器具	EM-CET100° E22° (E63) 天井内
	照明器具	CV100° E22° 天井内
	電灯器具	1V80°×3E22° (51) 天井内
	電灯器具	EM-CET100° E22° 天井内

(D)	照明器具	CV38°-3C 天井内
	照明器具	1V80°×3E22° (51) 天井内
	電灯器具	EM-CET100° E22° 天井内



(有) 紙子建築事務所

石川県能登町字出津新1字176番地2 TEL 0768-62-0616 FAX 0768-62-1952

一級建築士事務所 石川県知事登録13118号
一級建築士 大塚登録232225号 三宅隆太郎

図号 既設配管図(4階)は内廊下第一保育所より移設取付

引込管1次側ケーブルやり替え
EM-CET100° (HIVE70)
EM-CET100° (HIVE70)

設計者	設計年月日	工事名称
所長	平成 18年 3月	能登町立しらさぎ保育所大規模修繕工事
副所長	図面名称	既設配管図・盤結線図
図面	1/100	

能登町立しらさぎ保育所大規模修繕工事(機械)

表紙			
M-1	工事仕様書1		
M-2	工事仕様書2		
M-3	工事仕様書3		
M-4	工事仕様書4		
M-5	既設配管図・機器リスト 1/100		
M-6	撤去図 1/100		



(有) 紙子建築事務所

石川県鳳珠郡能登町宇出津新1字176番地2

一級建築士事務所 石川県知事登録13118号
一級建築士 大臣登録232225号 三宅隆太郎

TEL 0768-62-0616 FAX 0768-62-1962

備考

設計番号

設計年月日

工事名称

平成 18年 3月

しらさぎ保育所大規模修繕工事

用途

担当

図面

縮尺

図面名称

1/100

表紙

工 事 仕 様 書 （機械設備）

Ⅰ. 工 事 概 要

1. 工 事 名 称 能登町立しらさぎ保育所大規模改善工事

2. 工 事 場 所 能登町宇字出津地内

3. 完 成 期 日 平成18年06月30日

4. 建 物 概 要

建 物 名 称	構 造	階 数	延面積 (㎡)	消防令別表第一	備 考
保 育 所	R C 造	1階建(地階 階.塔屋 階)			

5. 別契約の関連工事

・建築工事 ・電気設備工事 ・給排水衛生設備工事 ・空調調設備工事 ・暖房設備工事
・冷房設備工事 ・電話設備工事 ・合併処理設備工事 ・浄化槽設備工事 ・昇降機設備工事
・屋外付帯工事 ・植栽工事 ・厨房機器設備工事 ・自家発電機工事 ・

6. 工 事 種 目 （●印を付けたものを適用する）

建 物 別 及 び 屋 外 工 事 種 別	保 育 所	工 事 種 別	屋 外
○ 空 気 調 和 設 備	一式	一式	一式
● 暖 房 設 備	一式	一式	一式
○ 換 気 設 備	一式	一式	一式
○ 排 煙 設 備	一式	一式	一式
○ 自 動 制 御 設 備	一式	一式	一式
● 衛 生 器 具 設 備	一式	一式	一式
● 給 水 設 備	一式	一式	一式
● 排 水 設 備	一式	一式	一式
○ 給 湯 設 備	一式	一式	一式
○ 消 火 設 備	一式	一式	一式
○ 厨 房 機 器 設 備	一式	一式	一式
○ 焼 却 炉 設 備	一式	一式	一式
○ ガ ス 設 備	一式	一式	一式
○ 浄 化 槽 設 備	一式	一式	一式
○ さ く 井 設 備	一式	一式	一式
○ 融 雪 設 備	一式	一式	一式
● 撤 去 工 事	一式	一式	一式
● 配 管 更 生 工 事	一式		

7. 指定部分 ・ 無 ・ 有（指定期日：平成 年 月 日） 対象部分（ ）

8. 工 事 内 容

ボイラー交換工事・・・既設暖房ボイラー（A重油焚）を灯油焚暖房ボイラーに取り替える。
既設オイルタンクは埋設し、オイルギャポンプ及びオイルサービスタンクは撤去する。
ボイラー迄の配管は新設する。
配管更生工事 既設暖房管をサンドクリーニング及びライニングを行う。
保育室放熱器交換工事・・・既設放熱器及びエアハンドリングユニットを撤去し新品に取り替える。
保育室流し交換工事・・・既設人研流しを撤去し幼児流しに取り替える。
既設機器撤去工事・・・既設機器及び配管を図示の通り取り通りに撤去する。

9. 設備概要（○印を付けたものを適用する）

方式及び種別	設 備 内 容
空調方式	・ダクト方式 ・FCU方式 ・FCUダクト併用方式 ・パッケージ方式
暖房方式 主熱源	○ 温水暖房 ・ 蒸気暖房 ・ 温風暖房 ・
自動制御方式	・電気式 ・電子式 ・デジタル式
給水方式	○ 水道直結式 ・ 加圧式 ・ 高置水槽式（ ・ 市水 ・ ）
排水方式	建物内汚水、雑排水（ ・ 分流 ・ 合流 ） 建物外放流 1) 汚 水 ○ 直放流下水管 ・ 浄化槽 ・ 2) 雑排水 ○ 直放流下水管 ・ 浄化槽 ・ 沈砂分離槽 ・ 側溝
消火設備の種別	・ 屋内消火栓設備 ・ スプリンクラー設備 ・ 二酸化炭素消火設備 ・ 泡消火設備 ・ 粉末消火設備 ・ 屋外消火栓設備 ・ 連結送水管設備 ・ 連結散水設備 ・
ガスの種別	・ 都市ガス(種別 ， 発熱量 Kal／Nm ³ ， 供給事業者名) ・ 液化石油ガス

Ⅱ. 工 事 仕 様

1. 一 般 仕 様

1) 新築工事において図面及び本工事仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成16年版）」（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成16年版）」（以下、「標準図」という。）による。
改修工事において図面及び本工事仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成16年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）及び標準図による。ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は標準仕様書による。
2) 耐震設計・施工については建設省住宅局建築指導課監修の「建築設備耐震設計・施工指針（1997年版）」による。
3) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書・改修標準仕様書を適用する。

2. 特 記 仕 様

1) 章、項目は●印の付いたものを適用する。
2) 特記事項のうち選択する項目は・印に○の付いたものを適用する。

章	項 目	特 記 事 項
●	●技能士の適用	○ 配管施工(配管工事) ○ 建築板金施工(風道製作及び取付け) ・ 熱絶縁施工(保温工事) ○ 冷凍空調調和機器施工(チリングユニット、パッケージ形空調調和機の据付け及び整備)
●	●機材等	1) 本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの、又は、これらと同等のものと する。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。 2) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特 定調達品に該当する機材を使用する場合は、その判断基準、配慮事項を満たすものとする。 3) 化学物質を発散する建築材料等 本工事の建物内部で使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有す るものとし、次のとおりとする。 ① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを発散しない塗料等を使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない塗料等使用
一		
般		
共		
通	●機材の品質 ・性能証明	1) 設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は外部機関等が発行 する資料等の写しを監督員に提出して承諾を受ける。 なお、標準仕様書に規定される製作図、試験成績表等を含む。 2) 本工事で使用する設備機材等は、指定表に規定するもの、又は、これらと同等のものと する。なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機材等品質性能 評価事業 設備機材等評価名簿（平成16年版）」によるほか、これらと同等のものとする。 3) 石川県建設工事標準請負契約約款(以下「請負契約約款」という。)第6条の2第4項により、 調達する工事材料は石川県産とするように努めることについて、別に定める県内産使用材料 計画書を監督員に提出する。 4) 主要機材は、発注前に「使用予定機材一覧表」を提出して監督職員の確認をうける。 5) 請負契約約款第13条第2項に定める監督員の検査を受けて使用すべき工事材料は次のものと する。 ○ 衛生器具 ○ 空調機器 ・ ダクト及び付属品 ・ 消火機器 ・ 塗装材料 ・ し尿浄化槽 ・ 厨房機器 ・ ポンプ類 ○ ボイラー ・ タンク類 ・ 排水金具
事		
項	●建設業退職金 共済制度に加入	請負業者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書の写しを建設請負契約締結後1ヶ 月以内及び工事完成時に、監督員に提出する。ただし、請負金額100万円未満の工事については 掛金収納書の提出を省略することができるものとする。

章	項 目	特 記 事 項																						
●	●工事の実績 情報の登録	・ 行う（但し、工事請負金額2,500万以上のものとする）																						
	●中間検査	中間検査の実施 ・有 （ 回） ○無 実施時期 ・天井地下地完了時 ・																						
	●公共事業労務費 調査に対する 協力	1) 本工事が石川県土木部の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、当該請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。又、工事経過後においても、同様とする。																						
	●部分払いの 対象工事材料	請負契約約款第37条第1項に定める部分払いの対象とする工事材料は次のものとする。 ・ 配管 ・ 保温 ・ 機器、器具 ・ ※ 加工された材料で、機器が図示通り取り付けられたもの。																						
	●保険	請負契約約款第49条に定める火災保険等は次のものとする。 ・ 火災保険 ・ 建設工事保険 ・ 組立保険																						
●	●監督職員事務所	・ 設けない ・ 設ける〔 ・ 1号 ・ 2号 ・ 3号 ・ 4号 ・ 5号 〕 (10㎡程度) (20㎡程度) (35㎡程度) (60㎡程度) (100㎡程度) 監督職員事務所に設ける備品等 ・ 保護帽 ・ 安全帯 ・ 長靴 ・ 合羽 ・ 机 ・ 椅子 ・ 懐中電灯 ・ 書棚 ・ 黒板 ・ 寒暖計 ・ ・																						
	●下請負業者	下請負業者の決定については工事着工前に下請負人通知書を提出して監督員の承諾をうける。																						
●	●工事報告書	工事の進捗度表、作業員の出勤報告、工事箇所図及び工事状況写真等を記載した工事報告書を毎月15日及びび月末ごとに提出する。																						
●	●施工計画書	工事の着工に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。																						
	●工事写真等の 記録	1) 工事写真の撮影は、建設大臣官庁官庁営繕部監修「工事写真の撮り方（改訂第二版）」による。 2) 請負契約約款第14条第3項に定める工事写真は次のものとする。 ・ 地中埋設配管部 ・ 機器の基礎及びアンカーボルト埋設部 ・ 保温・塗装工程 ・ 天井、トレンチ内の隠ぺい箇所 3) 区分による規格、枚数、部数は次による。																						
通		<table><tr><th>区 分</th><th>分 類</th><th>規 格</th><th>撮 影 枚 数</th><th>部 数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>着工前</td><td>カラー</td><td>サービス版</td><td>監督員の指示による</td><td>1部</td><td rowspan="3">A4版に整理の上、工事期間中は現場事務所に保管し、工事完成時に提出する。</td></tr><tr><td>工事中</td><td>カラー</td><td>サービス版</td><td>監督員の指示による</td><td>1部</td></tr><tr><td>完成時</td><td>カラー</td><td>サービス版</td><td>監督員の指示による</td><td>1部</td></tr></table>	区 分	分 類	規 格	撮 影 枚 数	部 数	備 考	着工前	カラー	サービス版	監督員の指示による	1部	A4版に整理の上、工事期間中は現場事務所に保管し、工事完成時に提出する。	工事中	カラー	サービス版	監督員の指示による	1部	完成時	カラー	サービス版	監督員の指示による	1部
	区 分	分 類	規 格	撮 影 枚 数	部 数	備 考																		
着工前	カラー	サービス版	監督員の指示による	1部	A4版に整理の上、工事期間中は現場事務所に保管し、工事完成時に提出する。																			
工事中	カラー	サービス版	監督員の指示による	1部																				
完成時	カラー	サービス版	監督員の指示による	1部																				
●		4) 完成写真は次による。 ・ 建築写真撮影業者の撮影した写真とする。 ○ 建築写真撮影業者以外の写真でもよい。																						
		5) 写真はA4版スクラップブック又は市販アルバムに順序よく貼付け、説明事項を記入して提出する。 6) 中間検査又は監督員の指示により、手直しを命じられた工事は、手直し前、中、後が判断できる写真を撮影し、報告書に添え提出する。																						
●	●官公署への手続	工事に必要な官公署などへの手続は請負者が滞滞なく行う。 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供し、これに直接要する費用を負担する。																						
	●経費の負担	この工事に必要な一切の仮設費及び諸経費等は、設計図書に明記のある場合の外は、請負者の負担とする。																						
●	●工事用電力・水 その他	この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて請負者の負担とする。 構内既存の施設を ○ 利用できる（有料） ・ 利用できない																						

H17. 6. 1 改訂



(有) 紙子建築事務所

石川県鳳至郡能登町宇字出津新1字176番地2

一級建築士事務所 石川県知事登録13118号
一級建築士 大臣登録232225号 三宅隆太郎
TEL 0768-62-0616 FAX 0768-62-1952

備考

設計番号	設計年月日	工事名称
	平成 18年 3月	能登町立しらさぎ保育所大規模修繕工事
図面	担当	監理
		図面名称
		工事仕様書（機械設備）1

M-1

章	項 目	特 記 事 項
一般共通事項	●敷地状況の確認	工事の着工に先立ち地下に埋設された配管、ケーブル等の有無を関係機関の協力を得て確認し報告すると共に、事故を未然に防ぐよう留意すること。
	●施工調査	改修部分は、施工調査を行う。
	●公衆災害防止等	建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）及び建設副産物適正処理推進要綱を遵守して災害の防止に努めること。
	●工事用仮設物	構内につくることが ○ できる ・ できない （すべて請負者の負担とする）
	○足場、さん橋類	・ 別契約の関係請負者の設置する足場、さん橋の類は無償で使用できる。 ・ 本工事で設置とする。（改修標準仕様書第1編2.1.2による） ・ 枠組本足場（手すり先行足場） 「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成15年4月策定）により、 「手すり先行工法による足場の組立て等の基準」による働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行足場型とするか、または改善措置機材を用いて、手すり先行足場型と同等の機能を確保する。 ・ 枠組本足場
	●残土処理	・ 場内敷均し ・ 場内指示場所に堆積 ・ 場外搬出適切処理
	●埋め戻し土	・ 根切り土の中の良質土（ただし管の周囲は山砂） ○ 山砂
	●総合調整	本工事として下記の項目の測定表を提出する。 総合調整の項目 ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定 ・ 振動の測定 測定箇所は監督員の指示による。
	●電動機	換気扇、圧力扇、厨房機器その他これらに類するものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
	●容量等の表示	1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 2) 電動機、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。

共通事項	●再使用機器	取外し再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定のうち取付ける。
	●案内板	機器等の取扱い方法及び重要な定期点検項目を書いたアクリル樹脂製の案内板を機械室に設ける。
	●製作図・施工図	主要機材の製作図は原則として契約後30日以内に、また施工図は監督員の指示する時期に提出する。
	●完成図等及び保全に関する説明書の提出	建物配置図及び屋内外配管図、系統図等を作成し、原因及び陽面複写紙(製本2部)と保全に関する説明書(3部)を提出する。完成図については縮小版3部を提出する。 また、完成図等のCADデータを提出する。 管理者のための建築物の保全の手引き(営繕部監修)に建物の構造、機器、保安業務等の説明及び清掃の要点、使用材料の製造所名、連絡先等を記載の上提出する。 なお、別契約建築・設備工事がある場合は、その請負業者との連携の上作成する。
	●試験成績表、取扱説明書の提出	各機器の試験成績表、取扱説明書は、それぞれ2部を工事完成図書とともに一括して提出する。
	●予備品等の引渡	予備品（付属品を含む）は、引渡し目録を添えて工事完成図書とともに提出する。また鍵等はプラスチック名称板を付けて提出する。
	●工事現場の表示板	工事現場には、下記掲示板を設置する。（記入例） 上段の地色は白色 文字は青色 下段の地色は青色 文字は白色 工事名 工期 自 年 月 日～至 年 月 日 (監修) 設計 監理 施工 建築 (業者名を記入) 電気 (業者名を記入) 給排水 (業者名を記入) 空調 (業者名を記入) （ ）内は、監修を委託した場合。 業者名が多くなった場合でも、縦75cm以内とする。 工事名は、各工事とも共通な名称とし、各文字は角ゴシック体とする。

章	項 目	特 記 事 項
● 		

章・	項 目	特 記 事 項
● 一 般 共 通 事 項	●工事の 創意工夫等	請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または 地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の 様式により提出することができる。
	●電子納品	・ 行う（ ・ 試行対象工事 ・ 実証実験対象工事 ） ・ 行わない 別表－3「電子納品仕様書」による。
	●近接工事の 諸経費調整	この工事の受注者が、近接する区域(概ね100m)において、工期が重複する石川県土木部発注の 工事を受注している場合には、全工事との合計額により定まる率によって諸経費を再計算し、 これにより変更契約(減額)する。
● 		

章	項 目	特 記 事 項																																																					
● 空 気 調 和 機 和 暖 房 設 備	13. 温度計	取付部は下記による。なお温度計は円形指示計（バイメタル式 100φ）とする 1) 冷凍機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） 2) 直だし吸収冷温水機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） 3) ボイラーの温水管（返り） 4) 空気調和機の冷水管（送り、返り）及び三方弁装置の冷水管（返り） 5) 熱交換器の温水管（送り、返り） 6) 冷温水ヘッダー（往）及び冷温水ヘッダーの各返り管 7) 空気調和機の（パッケージ形を含む）のサブライチャンパー、レタダクト、外気取入れダクト及びレタチャンパー 8) 温風暖房機の吐出ダクト、レタダクト、外気取入れダクト及びレタチャンパー																																																					
	14. 圧力計	取付部は下記による 1) 直だし吸収冷温水機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） 2) 空気調和機の冷水管（送り、返り） 3) 熱交換器の温水管（送り、返り）																																																					
	15. 瞬間流量計	瞬間流量計はピトー管方式によるもので止水コック付とし、形式及び取付部は下記による。 なお、着脱形の指示計は（ ・ 40A用 個 ・ 100A用 個 ・ 250A用 個 ）タッピング付とする。 1) 冷凍機の冷水管及び冷却水管（送り又は返り）に（ ・ 着脱形 ・ 固定形 ）を設ける。 2) 直だし吸収冷温水機の冷水管及び冷却水管（送り又は返り）に（ ・ 着脱形 ・ 固定形 ）を設ける。 3) 空気調和機の冷水管（送り又は返り）に（ ・ 着脱形 ・ 固定形 ）を設ける。 4) 冷温水ヘッダーの（ ・ 送り管 ・ 返り管 ）に（ ・ 固定形 ・ 着脱形 ）を設ける。																																																					
	16. 油面制御装置	制御盤には（ ・ 給油ポンプ制御 ・ 満油警報 ・ 遠隔警報 ・ 電磁弁制御 ・ 返油ポンプ制御 ・ 減油警報 ・ ）の端子を設ける。 なお油面制御装置と制御盤間配管配線は製造者の標準仕様とする。																																																					
	17. 絶縁フランジ	図示の箇所に設ける。																																																					
⑱ 保 温 及 び 消 音 内 貼 り	標準仕様書第2編3.1.4による。ただし、下記については本仕様による。 1) 冷水管、冷水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4表2.3.2によるが、防火区画貫通部分はロックウール保温材で行う。 2) 通りダクトの保温（保温の厚さ 25mm）範囲は図示による。 3) 外気ダクトの保温（保温の厚さ 25mm）範囲は図示による。 4) ダクトの保温外装は下表による。 <table><tr><td>屋</td><td>倉庫、書庫</td><td>・ カラー亜鉛鉄板</td><td>・ アルミガラスクロス</td></tr><tr><td>内</td><td>各階機械室</td><td>・ カラー亜鉛鉄板</td><td>・ アルミガラスクロス</td></tr><tr><td>露</td><td>主機械室</td><td>・ カラー亜鉛鉄板</td><td>・ アルミガラスクロス</td></tr><tr><td>出</td><td>居室、廊下等</td><td>・ カラー亜鉛鉄板</td><td></td></tr><tr><td>屋内隠ぺい、D S 内</td><td></td><td>・ アルミガラスクロス</td><td></td></tr><tr><td>屋外露出、多湿箇所</td><td></td><td>・ ステンレス鋼板</td><td></td></tr></table> 5) 配管の保温の外装は下表による。（冷媒管は除く） <table><tr><td>屋</td><td>倉庫、書庫</td><td>・ 綿 布</td><td>・ アルミガラスクロス</td></tr><tr><td>内</td><td>各階機械室</td><td>・ 綿 布</td><td>・ アルミガラスクロス</td></tr><tr><td>露</td><td>主機械室</td><td>・ 綿 布</td><td>・ アルミガラスクロス</td></tr><tr><td>出</td><td>居室、廊下等</td><td>・ 綿 布</td><td></td></tr><tr><td>屋内隠ぺい、D S 内</td><td></td><td>・ アルミガラスクロス</td><td></td></tr><tr><td>屋外露出、多湿箇所</td><td></td><td>・ ステンレス鋼板</td><td></td></tr></table> 6) 膨張管及び膨張タンクよりボイラーへの補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の膨張管の項による。 7) 建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の膨張管の項による。 8) 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。 9) 冷媒管の保温の外装は下表による。なお、保温化粧ケースは塩化ビニル樹脂製とする。 <table><tr><td>屋内露出</td><td>・ 綿 布</td><td>・ 保温化粧ケース</td></tr><tr><td>屋外露出</td><td>・ ステンレス鋼板</td><td>・ 保温化粧ケース</td></tr></table>	屋	倉庫、書庫	・ カラー亜鉛鉄板	・ アルミガラスクロス	内	各階機械室	・ カラー亜鉛鉄板	・ アルミガラスクロス	露	主機械室	・ カラー亜鉛鉄板	・ アルミガラスクロス	出	居室、廊下等	・ カラー亜鉛鉄板		屋内隠ぺい、D S 内		・ アルミガラスクロス		屋外露出、多湿箇所		・ ステンレス鋼板		屋	倉庫、書庫	・ 綿 布	・ アルミガラスクロス	内	各階機械室	・ 綿 布	・ アルミガラスクロス	露	主機械室	・ 綿 布	・ アルミガラスクロス	出	居室、廊下等	・ 綿 布		屋内隠ぺい、D S 内		・ アルミガラスクロス		屋外露出、多湿箇所		・ ステンレス鋼板		屋内露出	・ 綿 布	・ 保温化粧ケース	屋外露出	・ ステンレス鋼板	・ 保温化粧ケース
屋	倉庫、書庫	・ カラー亜鉛鉄板	・ アルミガラスクロス																																																				
内	各階機械室	・ カラー亜鉛鉄板	・ アルミガラスクロス																																																				
露	主機械室	・ カラー亜鉛鉄板	・ アルミガラスクロス																																																				
出	居室、廊下等	・ カラー亜鉛鉄板																																																					
屋内隠ぺい、D S 内		・ アルミガラスクロス																																																					
屋外露出、多湿箇所		・ ステンレス鋼板																																																					
屋	倉庫、書庫	・ 綿 布	・ アルミガラスクロス																																																				
内	各階機械室	・ 綿 布	・ アルミガラスクロス																																																				
露	主機械室	・ 綿 布	・ アルミガラスクロス																																																				
出	居室、廊下等	・ 綿 布																																																					
屋内隠ぺい、D S 内		・ アルミガラスクロス																																																					
屋外露出、多湿箇所		・ ステンレス鋼板																																																					
屋内露出	・ 綿 布	・ 保温化粧ケース																																																					
屋外露出	・ ステンレス鋼板	・ 保温化粧ケース																																																					

章	項 目	特 記 事 項
● 換 気 設 備	1. ダクト	低圧ダクト ・ アングルフランジ工法 ・ コーナーボルト工法（ ・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ ） ・ スパイラルダクト 高圧1ダクト（適用範囲は図示による）
	2. 風量測定口	取り付け箇所は（ ・ 図示した位置 ・ 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト ・ 外気取入れダクト ）とする。
	3. 防煙ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
	4. ビストンダンパー	空気調和設備の当該項目による。
	5. シールする排気ダクトの系統	・ 厨房系統 ・ 浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統
○ 排 煙 設 備	6. チャンパー	空気調和設備の当該項目による。
	7. 保温	下記のダクトの保温を行う。 ・ 全熱交換器用の外気ダクト（保温の厚さ 25mm） 保温種別は共通仕様書第2編3.1.4とする。 ・ 多湿箇所のダクト（保温の厚さ25mm、範囲は図示による） ・ 外壁面接続から約1mのダクトは保温（25mm）を要する。
	8. 耐火措置	自家発電用換気ダクトが自家発電機室以外を通過する場合の耐火措置は図示による。
	1. ダクト	・ 亜鉛鉄板 ・
	2. 排煙口の形式	・ 天井取付（ ・ スリット形 ・ スイグ形 ） ・ 壁取付（ ・ スリット形 ・ ）
○ 自 動 制 御 設 備	3. 排煙口手動開放装置	・ ワイヤー式 ・ 電気式（遠隔操作 ・ 不要 ・ 要） （開放及び復帰方式）
	4. 排煙風量測定	建築設備定期検査業務指導書（日本建築設備安全センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
	1. 中央監視制御	・ 有り（ ・ 新設 ・ 既設 ） ・ 無し
	2. 中央監視制御装置の構成・機能	図示による。
	3. 電気計装工事の配線	使用する電線類はEM電線とし、規格は標準仕様書第4編4.2.12による。（機器、盤類は除く） 屋外、屋内露出の配線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。
● 衛 生 器 具 設 備	1. 小便器用節水装置	図面に特記なき場合は、洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により洗浄量を制御するものとする。 ・ 個別感知フラッシュ方式（ ・ 埋込 ・ 露出 ） ・ 集合感知フラッシュ方式（ ・ 隠ぺい ・ 露出 ） ・ 集合感知ハイタンク方式（自動サイホン+補給水電磁（動）弁） ・ タイムスイッチ方式（ ・ ） 集合感知の場合はカウント不足を補償するタイマー機構を設ける。
	2. 小便器洗浄用ハイタンク	・ 露出 ・ 隠ぺい
	3. 小便器洗浄管	・ 埋込（PD） ・ 露出
	4. 水石嵌入れ	・ 横型（押しボタン） ・ 立型
	5. 衛生器具	・ 水栓栓を使用する場合は、水栓は固定こま式とする。
● 衛 生 器 具 設 備	6. 大便器耐火カバー	・ 設ける（ピット内は除く） ・ 設けない
	7. 手洗器	・ 止水栓付とする。
	8. 自動水栓	電源供給方式はAC100Vとする。
	9. 大便器洗浄弁	図面に特記なき場合は、洗浄水量が10.5L/回以下とする。
	10. 標記板	・ 要（材質： ・ ）（ ・ 大便器 ・ 小便器 ・ ） ・ 不要

章	項 目	特 記 事 項
● 給 水 設 備	1. 水栓	・ 台所流し用水栓は泡沫式とする。 ・ 水栓栓を使用する場合、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。但し屋内は固定こま式とする。
	2. 量水器	・ 観メーター（ ・ 貸与品 ・ ） ・ 子メーター（ ・ 買取 ・ ）
	3. 量水器樹	・ 水道事業者指定品（ ・ 貸与品 ・ 買取 ） ・ 標準図 M C 形 量水器樹及び弁拵のコンクリート部は工場製品としてもよい。
	4. 弁類	・ 水道直結部分 JIS又はJV（ ・ 10K ・ ） ・ その他部分 JIS又はJV（ ・ 5K ・ ） ・ 呼び径65以上の鋼鉄製の弁はライニング弁とする。 ・ 逆止弁の衝撃逆吸収式はライニング不要とする。 ・ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
	⑤. 配管材料	1) 一般配管 ・ ポリ粉体ライニング鋼管（PB） ○ 塩化ビニルライニング鋼管（VA） ・ 厨房、浴室等のシンダー内配管はポリ粉体ライニング鋼管（PD） 2) 地中埋設配管 ・ ポリ粉体ライニング鋼管（PD） ・ 塩化ビニルライニング鋼管（VD） ・ 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（HIVP） 3) 水道直結配管（屋外） 地中埋設配管は（ ・ ポリ粉体ライニング鋼管（PD） ・ 塩化ビニルライニング鋼管（VD） ・ 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（HIVP） ）とし他の部分は1)による。 4) 給水引込管（直結部分）は水道事業者の指定によるものとし、材質は図示による。
● 給 水 設 備	6. 管の埋設深さ	埋設深さは原則として、一般敷地は（ ・ 30cm ・ cm ）、構内道路は（ ・ 60cm ・ cm ）とする。
	7. 保温	下記のタンクは保温を行う。 ・ 鋼板製高置タンク ・ 鋼板製受水タンク
	8. 引込納付金等	・ 要（ ・ 別途工事 ・ 本工事 ） ・ 不要
	9. 水栓柱	・ 人造石研出し製 ・ 合成樹脂製 ・ アルミニウム合金製
	10. 地中埋設標	1) 地中埋設標 ・ 要（図示の箇所） ・ 不要 2) 埋設表示テープ（倍折金属箔付き） ・ 要 ・ 不要
● 排 水 設 備	11. スリーブ等	土中のつば付き鋼管スリーブと配管との空隙は水密性のあるシーリング材により行う。
	12. 建物導入部配管	・ 標準図（ ・ （ a ） ・ （ b ） ・ （ c ） ）による。
	13. 絶縁フランジ	図示した位置に取り付ける。
	①. 配管材料	1) 屋内汚水管 ・ 硬質塩化ビニル管（VP） ・ 硬質塩化ビニルライニング三層管（RF-VP） ・ 耐火2層管（VP） ・ 2) 屋内一般雑排水管 ○ 硬質塩化ビニル管（VP） ・ 硬質塩化ビニルライニング三層管（RF-VP） ・ 耐火2層管（VP） ・ 3) 一般用排水通気管 ・ 硬質塩化ビニル管（VP） ・ 硬質塩化ビニルライニング三層管（RF-VP） ・ 耐火2層管（VP） ・ 4) 屋外排水管 ・ 硬質塩化ビニル管（VP） ・ コンクリート管 5) ポンプアップ排水管 ・ 排水用タールエポキシ塗装鋼管 6) 管の継ぎ手 ・ 配管用炭素鋼管（白）の接合は、標準仕様書第2編2.1.2.5iによるMDジョイントを使用してもよい。
	2. 洗面器等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 公団形流し等の床上露出部分の配管は、硬質塩化ビニル管でもよい。
● 排 水 設 備	3. 満水試験継手	図示箇所に取り付け。
	4. インポート・ため枒	機械設備標準図によるコンクリート枒及び小口径枒枒のコンクリート部分は、工場製品としてもよい。



(有) 龍谷建築事務所

一級建築士事務所 石川県知事登録13118号
一級建築士 大臣登録232225号 三宅隆太郎
石川県鳳至郡能登町宇字出津新1字176番地2 TEL 0768-62-0816 FAX 0768-62-1952

図号	設計番号	設計年月日	工事名称
		平成 18 年 3 月	能登町立しらさぎ保育所大規模修繕工事
所長	担当	副担	図面名称
			工事仕様書（機械設備）3

章	項 目	特 記 事 項
○ 給 湯 設 備	1. 配管材料	給湯管（膨張管及び補給水タンクよりボイラなどへの補給水管を含む）の材料は ・ 銅管 ・ ステンレス鋼管 ・ 耐熱性塩ビライニング鋼管（ ・ SGP-HVA ・ ） とする。ただし、壁又は床埋設をする場合は、被覆銅管又は保温付被覆銅管を使用してもよい。
	2. 絶縁フランジ	図示の場所に取付ける。
備	3. 弁類	JIS又はJV（ ・ 5K ・ 10K（図示部分） ）
	4. 保温	下記によるほか、標準仕様書による。 湯沸し器の給排気筒（二重管）の隠べい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書 第2編3.1.5のh・(イ)・Ⅶとする。
○ 消 火 設 備	1. 配管材料	1) 屋内消火栓 一般 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） 地中 ・ 外面被覆鋼管（PS） 2) 連結送水管 一般 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） 地中 ・ 外面被覆鋼管（PS）
	2. 屋内消火栓箱	・ HB - 1A ・ HB - 1B ・
火	3. 屋内消火栓開閉弁	・ 10K
	4. 屋内2号消火栓箱	・ HB - 4A ・ HB - 4B
設	5. 地中埋設管の接合	外面被覆鋼管の呼び径 100A 以下はねじ接合とする。
	6. 保温	屋外露出配管は標準仕様書第2編3.1.5のe ₃ ・(ハ)・Ⅴによる保温を行う。 なお、上記以外の箇所では凍結する恐れがある箇所には保温を行う。保温の範囲は図示による。 （防凍保温は共通事項による）
備	7. 建物導入部配管	・ 標準図（ ・ （a） ・ （b） ・ （c） ）による。
	8. 地中埋設標	1) 地中埋設標 ・ 要（コンクリート製 箇所、鉄製 箇所） ・ 不要 2) 埋設表示テープ（倍折金属箔付） ・ 要 ・ 不要
○ 厨 房 機 器 設 備	1. 機器の寸法	参考寸法とする。
	2. 燃焼機器	使用ガス（ ・ 都市ガス ・ 液化石油ガス ・ 天然ガス）
設	3. 機器の固定	標準仕様書によるほか、次の機器は固定する。（ ・ ）
	4. システム	・ ドライシステム ・
○ ガ ス 設 備	1. 配管材料	都市ガス ガス事業者の供給規定による。 液化石油ガス 1) 屋内 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） 2) 地中埋設 ・ ポリエチレン被覆鋼管（2層管）（PLP） 3) 屋外露出 ・ 塩化ビニル被覆鋼管（PLV） ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） 4) ビット内 ・ ポリエチレン被覆鋼管（1層管）（PLS）
	2. 充填容器	・ 別途（ ・ 50Kg ・ 20Kg ・ 10Kg ） × 本
ス	3. 集合装置	標準図「液化石油ガス容器廻り配管要領」による。（ ）本組。
	4. 転倒防止等	・ 標準図の（ ・ （a） ・ （b） ）による。
設	5. メーター	・ 親メーター（ ・ 貸与品 ・ ） ・ 子メーター（ ・ 買取 ・ ）
	6. ガス漏れ警報器	・ 本工事（図示による） ・ 別途工事 外部警報端子（ ・ 無 ・ 有 ）
備	7. 漏洩検知装置	・ 要 ・ 不要
	8. 電気防食	・ 要 ・ 不要
備	9. 建物導入部配管	・ 標準図（ ・ （a） ・ （b） ・ （c） ）による。
	10. 地中埋設標	1) 地中埋設標 ・ 要（コンクリート製 箇所、鉄製 箇所） ・ 不要 2) 埋設表示テープ（倍折金属箔付） ・ 要 ・ 不要

章	項 目	特 記 事 項
○ 浄 化 槽 設 備	1. 配管材料・弁類	図示による。
	2. 山止め	山止め壁 ・ 要 ・ 不要
槽	3. 手続等	官公署への手続又は手続変更は、契約後30日以内とし、請負者が代行処理する。 （手続き等にかかる費用はすべて請負者負担とする）
	4. 測定表	放流水質の測定表を提出する。
設	5. 維持管理	工事完成引渡後6ヶ月間は請負者が維持管理し、7条検査を実施する。
○ さ く 井 設 備	1. 井戸の深さ	GLー m
	2. ケーシング材料	・ FRP製 ・ 鋼管 ・
井	3. スクリーンの位置	GLー m ～ m
	4. 連続揚水試験	・ 要（ ・ 24時間 ・ 8時間 ） ・ 不要
設	5. 水質試験	・ 行う
融 雪 設 備	1. 配管材料	1) 送水管 ・ 2) 散水管 ・
	2. ノズル・ドレン	材質は とし、形式は図示による。
設	3. 弁類	・ 図示による ・ 図面に特記なき場合の耐圧はJIS又はJV 5Kとする。
	4. 管の埋設深さ	埋設深さは原則として、一般敷地は（ ・ 30cm ・ cm ）、構内道路は（ ・ 60cm ・ cm ）とする。
○ 撤 去 工 事	① 撤去内容	○ 図示による。
	2. 保温材	保温材は、配管・ダクトより分離する。
撤 去 工 事	3. 支持金物等	ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。
	4. 冷媒（フロン類）の回収	フロン類を使用している機器の処理は下記による。 1) 関係法令 ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法） ・ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 2) 業務用冷凍空調機器等（エアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器等）で「フロン回収破壊法」の対象となっている機器 ・ 「第一種フロン類回収業者登録通知書」の写しを提出 ・ 「フロン類回収証明書」を提出 3) 家庭用のエアコン等で「家電リサイクル法」の対象となっている機器 ・ 「特定家庭用機器廃棄物管理表」の写しを提出
事	5. 発生材の処理等	引渡しを要するものは指定された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引き渡す。 ○ なし ・ あり（ ・ ） 特別管理産業廃棄物 ○ なし ・ あり（ ・ ） 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理については関係法令に従い処理し、マニフェストE表の写しを監督員に提出する。 再生資源化を図るもの ○ なし ・ あり（ ・ ）

工 事 内 容			機械設備	電気設備	建築工事	備 考
開 口 部	はり・床・壁の貫通部 （ＲＣ造）	スリーブ・型枠	●			
		補強筋			●	建築図面に図示
		穴埋め	●			
	天井・壁の切り込み	切り込み	●			
下地補強				●	建築図面に図示	
外部取付ガラリ（ダクト、チャンパの接続用フランジを含む）					●	建築図面に図示
換気扇の取付枠（鋼枠）					●	
床下水槽のマンホール蓋					●	
ステンレス流し台（排水トラップ共）					●	
湯沸室の排気フード					●	
床、天井、壁の点検口					●	
油サービスタンクの防油堤			●			
プロパンボンベ庫（鋼板製は除く）					●	
下流し、足洗い場、玄関の排水			●			
小便器の仕切板（陶器製）			●			
洗面所、手洗所等の鏡、鏡掛け（下地共）、はめ込型洗面器用かみかき 実験台（陶器製流し、化学水栓、ガス栓、コンセント共付属品を含む）					●	特殊なものは建築
					●	
実験台への配管及び配管接続			●			
ボイラーの煙突、エレベーター乗り場、三方枠					●	鋼板製は機械設備
身障者用手すり（便所、浴室等）					●	
機 器 の 基 礎	屋内設備		●			
	屋上設備（架台、アンカーボルトを除く）				●	
	屋外設備		●			
	架台、アンカーボルト		●			
礎	特記した基礎					
電 気 配 管 配 線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地共）		●			
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線			●		
	制御盤と動力盤との電源供給及び操作回路の渡り配管配線			●		
	機器と付属操作スイッチとの渡り配管配線			●		
	防火戸、防煙ダンパ用制御盤の一次側配管配線			●		
線	小便器用節水装置の制御盤以降の配管配線			●		

（注）鉄骨部分のスリーブ・補強は建築工事

（別表－2） 配管（バンド）塗装色標準			室内露出配管塗装色
色バンド（機械室等で2本以上の配管が並ぶ所）			
配 管 区 分	マンセル記号	日本塗装工業会	
給水管	5GB/2	R9-631	原則として壁面に合わせ
排水管	N/9	R1-1031	〃
給湯管	7.5R8.5/4	R6-148	〃
ガス管	25Y8/12	R35-308	〃
消化栓管	7.5R4/13	R38-163	〃
ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｰ配管	10R5.5/14.5	R38-134	〃
連結送水管	7.5R4/13	R38-163	〃
二酸化炭素配管	7.5R4/13	R38-163	〃
泡消火管	7.5R4/13	R38-163	〃
冷温水管	2.5P5/5	R19-937	〃
温水管	7R7/7	R29-151	〃
冷却水管	5B5/7	R13-741	〃
冷水管	10B6/7	R19-737	〃
ドレン管	5PB4/6.5	R23-806	〃
油配管	7.5YR5/6	R21-214	〃
蒸気管	7.5R3/6	R27-143	7.5R3/6 (R27-143)



(有) 紙子建築事務所

石川県鳳至郡能登町宇字出津新1字176番地2

一級建築士事務所 石川県知事登録13118号
一級建築士 大臣登録232225号 三宅隆太郎
TEL 0768-62-0616 FAX 0768-62-1952

備考

設計番号

設計年月日

工事名称

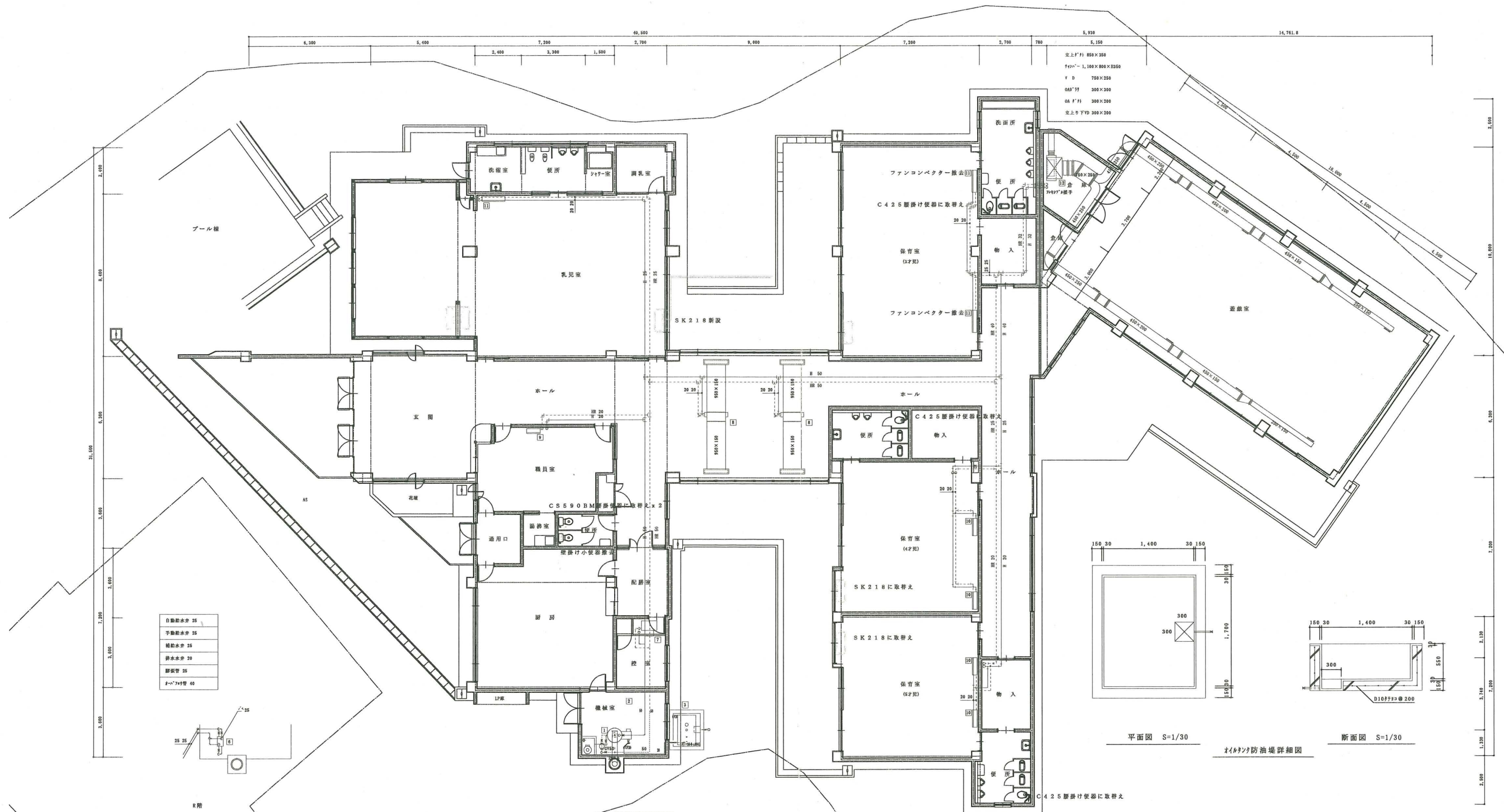
平成 18年 3月

能登町立しらさぎ保育所大規模修繕工事

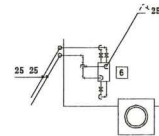
M - 4

図面名称

工事仕様書（機械設備）4



自動給水弁 25
手動給水弁 25
給水弁 25
排水弁 20
配管 25
オイルタンク 40



R 附

管径	施工長 (m)	配管箇所 (箇所)	備考
φ 25	47	2	機器設置部
φ 32	22	2	機器設置部
φ 40	35	2	
φ 50	54	2	
φ 60	54	2	
φ 75	54	2	
φ 90	54	2	
φ 100	54	2	
φ 125	54	2	
φ 150	54	2	
φ 200	54	2	
φ 250	54	2	
φ 300	54	2	
φ 350	54	2	
φ 400	54	2	
φ 450	54	2	
φ 500	54	2	
φ 550	54	2	
φ 600	54	2	
φ 650	54	2	
φ 700	54	2	
φ 750	54	2	
φ 800	54	2	
φ 850	54	2	
φ 900	54	2	
φ 950	54	2	
φ 1000	54	2	

番号	機器名称	型式	仕様	数量	備考	番号	機器名称	型式	仕様	数量	備考
1	温水ボイラ	定額出力 186KW (160,000kcal/h) 低圧10m水頭		1	新設	8	ファンコンベクター	天井埋込型 暖房能力 (50deg) 9,100kcal/h以上		2	新設
		オイルタンク 灯油費 24.31/h 3φ 200V 0.39KW						吹出口、吸込口7(4)共			
		自動操作盤 水高温度計付				9		床設置 露出前状型		1	新設
2	温水循環ポンプ	流量 50A X 240l/min X 6m X 0.75kw		1	既存のまま			暖房能力 (50deg) 2,300kcal/h以上			
3	オイルタンク (地上機型)	容量 1057L 容量 951.3L 945φ X 1530L		1	新設	10		床設置 露出前状型		4	新設
		架台 989H 防油堤 (別図参照)						暖房能力 (50deg) 5,000kcal/h以上			
		架台 989H 防油堤 (別図参照)				11		床設置 露出前状型		3	新設
6	膨張タンク	500 X 300 X 500mm 鋼板厚 3.2 601入		1	既存のまま			暖房能力 (50deg) 8,850kcal/h以上			
		内部 25" 砂入り 2回 2" X 2" X 25A 架台 600H L4 X 5				12	スチールパイプ	パイプ型 暖房能力 20,330kcal/h以上		1	新設
7	ファンコンベクター	天井埋込型 暖房能力 (50deg) 3,400kcal/h以上		1	新設	13	幼児用ながし	SK218 SK218F2 T136ASX3 T4AUX2 TL340C4U		2	新設
		吹出口、吸込口7(4)共						TK185 TL510ERx2 T8W330R			
								SK218 SK218F1 T136ASX3 T4AUX2 TL340C4U		1	新設
								TK185 TL510ERx2 T8W330R			



(有) 紙子建築事務所

石川県鳳鳴郡能登町字出津新1字176番地2

一級建築士事務所 石川県知事登録13118号
一級建築士 大塚登録232225号 三宅隆太郎
TEL 0768-62-0616 FAX 0768-62-1952

備考

設計番号

設計年月日

平成 18年 3月

工事名称

能登町立しらさぎ保育所大規模修繕工事

所長

副所長

監理

縮尺

1/100

図面名称

既設配管図・機器リスト (新設図)

M-5

